

予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則の一部を改正する規則

予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則（昭和四十年広島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二の九第一項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で規則で指定するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一 法第二百四十三条の二の九第一項第一号から第三号までに掲げる行為 当該行為について、専決し、又は代理決裁する権限を有する職員 二 法第二百四十三条の二の九第一項第四号に掲げる行為 当該行為を行うことを命ぜられた職員	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二の八第一項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で規則で指定するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一 法第二百四十三条の二の八第一項第一号から第三号までに掲げる行為 当該行為について、専決し、又は代理決裁する権限を有する職員 二 法第二百四十三条の二の八第一項第四号に掲げる行為 当該行為を行うことを命ぜられた職員

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日から施行する。